

意見公募手続の結果の公示（提出意見なし）を行う場合

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第4号

3 公募した規則等の概要

現行の高知県道路交通法施行細則において、道路使用許可の対象とならない自動運転に関する新技術の開発を想定し、これまでに道路使用許可対象行為としてきた実証実験に加えて、先進的な技術を用いる自動運転の公道実証実験についても幅広く許可対象行為とするための改正を行おうとするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

令和5年12月1日（金曜日）

6 結果公示の日

令和5年12月1日（金曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

令和5年9月11日（月曜日）から同年10月10日（火曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部交通規制課
- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く）
- 須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通規制課
TEL：088-826-0110（内線 5186）

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第13号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

別記様式第25号中「第74条の2第8項」を「第74条の3第9項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（道路の使用の許可）

第13条 法第77条第1項第4号の規定による署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。

（1）～（9） 略

（10）道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（道路の使用の許可）

第13条 法第77条第1項第4号の規定による署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。

（1）～（9） 略

（10）道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

別記
様式第25号（第23条関係）

略	略
安全運転管理者等講習受講申出書	
略	
安全運転管理者 である次の者に、 <u>道路交通法第74条の3第9項</u> の規定により同副安全運転管理者	
法第108条の2第1項第1号に掲げる講習を受けさせます。	
略	

注 略

別記
様式第25号（第23条関係）

略	略
安全運転管理者等講習受講申出書	
略	
安全運転管理者 である次の者に、 <u>道路交通法第74条の2第8項</u> の規定により同副安全運転管理者	
法第108条の2第1項第1号に掲げる講習を受けさせます。	
略	

注 略